

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和2年4月3日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 中村委員 森委員 木村委員 四王天委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和2年4月3日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 その他

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、令和2年4月1日付で四王天委員が就任されましたので、御紹介します。四王天委員お願いいたします。

四王天委員

おはようございます。ただいまご紹介いただきました、四王天正邦と申します。前職は、伊勢丹に1980年に入社いたしまして、販売・外商・人事部などを経て、最後の15年間は三越伊勢丹ソレイユという障害者雇用専門の特例子会社の代表を務めてまいりました。教育との関わりは、東京都の教育委員会から委嘱されましたアドバイザーという形で、学校の現場、作業学習や授業の改善、それから教員保護者向けのセミナーなどに関わってまいりましたが、一般教育的なことについては、全く知識がありません。現在63歳になりまして、人生の最終ステージということで、横浜市教育委員会の委員を拝命いたしまして、私は横浜市出身ですので、横浜市のために、地元のために、最後の余生の力を振り絞って、頑張りたいと思っております。行政マインドが全くなく、利益追求・競争原理という世界で生きてまいりましたので、非常に異分子だと思っておりますが、皆さんに教えていただきながら、この教育委員会を活性化できるような判断をしていきたいなと思います。どうぞ皆様よろしくをお願いいたします。

鯉淵教育長

よろしくをお願いいたします。
次に、同じく4月1日付で教育委員会事務局の経営責任職の異動がありましたので、事務局から紹介をいたします。

久米職員課長

職員課長の久米です。それでは、異動のあった職員の紹介をいたします。
総務部長の近藤健彦でございます。

近藤総務部長

よろしくをお願いいたします。

久米職員課長

東部学校教育事務所長の半澤俊和でございます。

半澤東部学校教育事務所長

よろしくお願いします。

久米職員課長

南部学校教育事務所長の青木智之でございます。

青木南部学校教育事務所長

よろしくお願いします。

久米職員課長

以上でございます。

鯉淵教育長

それでは議事日程に従い、会議録の承認を行います。3月6日の会議録の署名者は大場委員と森委員です。会議録につきましては、すでにお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月13日及び3月23日の教育委員会臨時会の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○3/23 予算第一特別委員会（採決）

○3/24 本会議（第5日） 予算議決

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月23日に、予算第一特別委員会が行われ、予算案の採決が行われました。

3月24日に、本会議 第5日目が開催され、予算案が議決されました。また教育委員会の委員に関する人事議案が提案され、四王天正邦委員の就任案が議決されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から「新型コロナウイルス感染症への対応について」報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等がございますか。

特になければ、続きまして「新型コロナウイルス感染症への対応について」について、所管課から御報告いたします。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、市立学校における一斉臨時休業につきまして、小中学校企画課長より説明をさせていただきます。

石川小中学校
企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。お手元の資料、「市立学校における一斉臨時休業について」の資料を御覧ください。まず3月23日前回の教育委員会会議以降から今回の通知に至るまでの経緯についてお話をさせていただきます。四角の中をご覧ください。「3月24日に文部科学省より、学校において基本的な感染症対策を講じることに加えて、教育活動において『3つの条件が同時に重なる場』を避けることで、教育活動の再開に向けた準備を行うよう通知がありました。併せて、新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインにより、学校再開にあたっての具体的な対応内容等が示されました。一方、本市にお

いては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解や国の動向を踏まえ、保健所の意見も聞きながら、学校再開等の取扱いについて、再開、休業延長、段階的再開といった複数の選択肢を想定し、多角的に検討してまいりました。その結果、学校において感染症対策を徹底することで、短時間での教育活動の再開が可能であると考え、4月8日以降の再開に向けて準備を行うよう、3月30日に学校に対して通知しました。その後、刻々と変化する市内の状況を見守り、国や他都市の新型コロナウイルス感染症に関連した対応を注視してきました。本市では爆発的な患者の急増は発生していませんが、感染者は断続的に増加しております。4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、『感染拡大警戒地域』とされた東京都では、感染者が急激に増加しています。」こちらの部分について御説明いたします、資料の5ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による状況分析・提言でございます。

「(1)趣旨」でございます。「3月19日に標記会議が作成した状況分析・提言から約2週間が経過し、この間の国内、海外の最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、現在、国内において各地域でとられている対応とその問題点を指摘」しておりました。「加えて、提言内容として、『地域区分の設定』『行動変容の必要性』『地域の医療提供体制の確保』『政府等に求められる対応』を記載」しております。

「(2)『地域区分』について」、「自治体には、地域ごとの感染拡大状況により、各々の対応を求められている一方で、自らの地域が感染拡大地域として見なされるのかどうか、国や都道府県で共通の指標がないことが指摘」されておりました。「これを受けて、地域ごとのまん延状況を判断する際に考慮すべき指標を整理するとともに、地域を3区分に分けて、その定義と対応内容が具体的に」示されました、下に図がございます。図の一番上の、「感染拡大警戒地域」を御覧ください。定義のところに、「1週間の新規感染者や経路不明な感染者が、その1週間前と比べ大幅に増加」、「医療提供態勢の切迫性が高いか、その恐れが高まっている」ということが書いてありまして、その下に具体的な対応が書いてあります。

文章のほうに戻っていただきまして、5ページの左の文章です。「なお、同提言では、『直近一週間の感染者が前週より大幅に増えるなどの状況になれば感染拡大警戒地域に当たる』と指摘」しています。「また、『感染拡大警戒地域』とされている自治体においては、『学校の一斉臨時休校も選択肢として検討すべき』と記載」されています。「専門家会議の脇田座長は会議後の会見において、感染源が追えない患者数が増えている東京都と大阪府は同地域に含まれる」としました。「提言を踏まえて、文部科学大臣は同日、記者団に対して、『爆発的に患者が増える懸念などがある場合、地域ごとの判断で、新学期も臨時休校を実施する能性を視野に入れていただきたい』」という発言がございました。「文科省は都道府県教委などに、子どもや教職員に感染者が複数出た場合は休校の必要性が高まるとするなど、判断のポイントを具体的に示した改訂版の通知」を出しました。裏面を御覧ください。こちらは国が出しました、「2 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂版でございます。

「(1)趣旨」は先ほどの専門家会議の提言を踏まえて出したものでございます。

「(2)改正箇所」は「3月24日付の同ガイドラインからの改訂点として、『臨時休業の実施にかかる考え方』について、(1)児童生徒又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方と、(2)感染者がいない学校も含めた、地

域一斉の臨時休業等の考え方が、場合分けによって、具体的に示されました。
「そのうち、(2)の記載において、『感染拡大警戒地域』と見なされた自治体では、『3つの条件が同時に重なる場』を避けるための取組を徹底するため、自治体首長から外出自粛要請や、イベント等の行動制限メッセージが発信されることと同時に、学校運営の在り方についても、併せて検討する必要があると」されました。

「ア 学校運営上の工夫」につきましては「公共交通機関を利用して通学する児童生徒の感染拡大の恐れがあることから、時差通学や分散登校の工夫について検討する。教職員の時差通勤等の工夫についても併せて検討する。」
「イ 臨時休業する場合の考え方」
「専門家会議の提言において、『感染拡大警戒地域』においては、『その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべき』と示されました。「これを踏まえて、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられ、この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要とされている。」とございました。

最初の資料の1ページ目にお戻りください。黒い太い四角の中ですね、下から5行目です。「翌2日には、神奈川県教育委員会から、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力依頼がありました。これらのことを踏まえて、現時点で本市において学校を再開することのリスクを考慮し、児童生徒の健康・安全を第一に考え、学校の再開を延期することとします。」

具体的なことに参ります。「1 休業期間」ですが、「令和2年4月8日(水)から4月20日(月)」まで。「上記期間は、部活動も実施しないこととします。」

おめぐりいただきまして2ページでございます。「2 児童生徒の居場所、活動機会の確保」です。「(1) 緊急受入れ」でございます。「上記期間で、小学校1年生から4年生の児童、小学校及び中学校全学年の個別支援学級児童生徒及び特別支援学校全学部の児童生徒等を対象に実施します。」これは3月に行われたものに準じます。ただしここでは3月のときは小学校1年生から3年生とされていましたが、今回4年生とさせていただいております。3月まで3年生だった児童が、まだ日も浅いことですので、今回の受入れに関しては4年生に進級した児童も含まれることにさせていただいております。「なお、休業期間中の小学校における給食、中学校におけるハマ弁はありません。」
「(2) 校庭開放」について、「上記期間中で、小学校において、学校の定める日に、在籍児童を対象に実施します。」これにつきましても、3月に行われたものに準じます。「3 登校日」でございます。「児童生徒の健康状態や、家庭での学習状況を把握するとともに、学校からの連絡事項を伝えるために、4月14日から20日までの期間で、登校日を週1日程度、設定します。」この際も、「『3つの条件が同時に重なる場』を避けるために、例えば学年を分けたり、学級の人員を半数ずつにするなどの工夫により、少人数で実施できるよう配慮します。出席簿上は、授業日数に含まないものとして、登校しない児童生徒は欠席としません。」
「4 休業期間中の学習」でございます。これにつきましては、後ほど別にご説明させていただきます。「5 児童生徒の健康状態の把握」でございます。これも今まで取り組んできたことの継続でございますが、「児童生徒の毎朝の検温、健康チェックを記録する対応を継続」いたします。「児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかった場合または疑いがあり検査を受けた場合に加えて、その他の症状等により

医療機関を受診した場合も、保護者から学校への報告を依頼いたします。「6 学校行事」でございます。「4月の学校行事については、感染拡大防止の観点から、各学校において内容の変更、実施方法の工夫の措置、延期等の対応を行っていますが、5月に実施予定の学校行事等についても同様の取扱い」といたします。併せて「4月から5月中に行われる、「遠足(旅行)・集団宿泊的行事」についても延期または中止、目的地の変更を検討するとともに、運動会や体育祭についても、実施方法や内容(例えば半日程度の開催など)の工夫を検討」いたします。次のページで「7 入学式・始業式」でございます。これは「令和2年3月23日に学校に通知しているとおおり、卒業式・修了式と同様に、感染症対策を講じたうえで、時間を短縮し、座席間の距離を確保したり、換気を徹底するなど工夫して実施」いたします。「8 今後の取扱い」でございます。4月20日までは休校としておりますので、「4月21日(火)以降の取扱いについては、今後の状況を踏まえたうえで、1週間前(4月13日(月))を目途に決定」して、また通知を致します。

私からは以上です。

石田教育政策
推進課担当課
長

教育政策推進課担当課長の石田と申します。引き続きまして「一斉臨時休業期間中の児童生徒の学習保障について」ご説明させていただきます。7ページ目をご覧ください。「横浜市教育委員会では、市立学校の再開が延期となることを受け、休業期間中の児童生徒の学習保障について検討して」参りました。すでに「各学校から提示される教科書やプリント等を使用した課題」というのは各学校で行っていただいているところではございますが、こういったことに「自ら取り組むことも重要ですが、長期にわたる学校休業という通常とは異なる状況において、教員による分かりやすく臨場感あふれる動画を作成し、児童生徒が家庭でも、学習のポイントを効率的かつ効果的におさえて習得できることが望ましいと考えました。」実現にあたりまして、課題としましては、「①著作権の権利関係をクリアすること」また、「②市立学校約500校の児童生徒約27万人が視聴することができること」、そして、「③動画配信速度の改良や動画配信後の管理(著作権の利用許諾期間終了後の動画削除を含む)を適切に行うこと」の3点でございました。「3月に文化庁及び文部科学省から著作権に関する事務連絡が出された」ところでございますけれども、こういったことを踏まえまして、本市から「一般社団法人教科書著作権協会等に4月の利用について申請」いたしましたところ、ご協力を得られました。また、「当初5月に運用開始を予定していた教職員対象のe-learning用システム」があるんですけれども、これを「前倒しして4月から運用できる」ようにいたしました。またこの当該システムの管理をさせていただいております「株式会社サイバー大学のご協力によりIDも予定より大幅に拡充して市内の児童生徒に付与」することができました。こういったことから、「本市の児童生徒向けに限定した動画配信が可能」となったところでございます。「動画を含む様々な教材を活用することで、休業期間中も児童生徒が学習を継続し、学校再開の際には、円滑に授業に臨むことができるように、教育委員会としてもしっかり支援」していきたいと思っております。

それでは具体的なことについてご説明をさせていただきます。「1 休業期間中の児童生徒の学習についての基本的な考え方」でございます。「(1)休業期間中、児童生徒が規則正しい生活を送り、学習習慣を継続できるように、4月に予定されている学習内容について、学習の機会を提供する」ということ。「(2)現時点においては、休業期間は4月8日(水)から4月20日(月)までとしていることから、各学校において児童生徒に対して、4月に学習予定だった

単元について、家庭で行う課題を課す」ということ。「(3) 課題については、学校再開後に、課題の提出等を行うことによって、各児童生徒の理解の状況を確認し、必要に応じて、補充的な授業、補習等を実施する」ということ。「(4) (2) 及び(3)を通じて、家庭での課題への取組状況と学校再開後のフォローをあわせて評価し、評価資料の一つとすることもできる」ということとさせていただきます。

おめくりいただきまして8ページ目をご覧ください。「2 具体的な学習ツール」でございます。これにつきましては各学校の状況に応じて以下のものが想定されます。「想定される学習ツール例」を先にご覧いただきまして、「教科書の音読やまとめ」「プリントやワークブック」「はまっ子学習ドリル」というインターネット上から見ていただけるワークシート、それから「教育委員会作成の動画」「文部科学省『子供の学び応援サイト』」で見られるようなものでございます。こういったものを活用しながら、「例えば、①教科書に基づく教育委員会作成の動画を視聴したうえで関連の深いプリントで知識の定着を確認することにより、知識・技能の習得に資する学びを促したり、②児童生徒の関心事項に応じたミニ自由研究に取り組むことで、主体的な学びの機会を与えたりするなど、様々な教材を幅広く組み合わせることが望ましい」と考えております。「想定される教材の組み合わせ」ということで、3つほど提案させていただいております。

「3 教育委員会作成の動画配信について」でご説明させていただきます。前回の教育委員会会議でも少し触れたので重複する部分もありますが、「(1) 動画のイメージ」といたしまして、「教職員対象のe-learning用システムを児童生徒向けに開放し、動画と教材を同時に表示しながら進行する」ものでございます。また、「児童生徒の集中力、通常の授業の構成を踏まえ、1コマ10～15分程度で構成する」といたします。「教科書に基づき、4月に予定されている知識・技能の習得を中心とした学習内容を取り扱う」予定でございます。進行役講師でございますけれども、「指導主事、教科等教育課程委員等が講師(進行役)を務める」としてしております。この教科等教育課程委員というものですけれども、各教科の専門性の高い委員をですね、一般の先生の中から選出いたしまして教育委員会のほうから委嘱する予定でございます。「(2) 対象学年」ですが、「小学校(小学部)1年生から高等学校(高等部)3年生を対象」としてしております。

次の9ページ目をご覧ください。「(3) 対象教科等」でございますけれども、「小学校(小学部)と中学校(中学部)は、全教科等を対象」としてしております。「高等学校(高等部)及び附属中学校」につきましては、「各学校において判断する」としてしております。「(4) 配信方法」ですが、お家の「パソコン、タブレット、スマートフォン等から指定されたURLにアクセスし、指定されたIDとパスワードでログインする」ということを予定しております。「(5) 配信時期」ですが、「4月8日(水)に開始する」予定でございます。「4 留意事項」といたしましては、「インターネット環境がないなど、家庭から学校に相談があった場合には、個々に対応」することとしております。以上でございます。

中村委員

ありがとうございました。今いろいろ専門家の方も、お医者様も含めていろいろな御意見がある中で、横浜市立大学の先生が東京都の場合でしたら、普段行動するときの、例えば通勤したり、お買い物に行ったりする、そういう行動をする時間を2%以内に、神奈川県の場合だったら5%以内に収めることが望ましいというお話をされていまして、それが広く認知された数字なのか、それともその先生独自の考えなのか分かりませんが、拡散防止のための行動をしなければいけないという意味では、一度学校を再開しますと言っても、状況に合わせて、

また休校にするという判断をしていただいたのは良かったなと思いました。この学習保障についても非常に短い期間の中でいろいろ準備していただいて、前向きに取り組んでいただいているということはとても良いなと思います。ただ、準備される方々は本当に大変だろうなと思いますので、そこは御苦労をお掛けすることにはなるなと思いますが、できればですね、単に学習保障だけではなく、特に特別支援学校の児童生徒さんたちに向けて、学習は転用できる部分はあるかもしれないですが、一日のリズムを作る意味でも、あるいはずっと登校できずに家にいるお子さんたちのことを考えると、大変だとは思いますが、先生方が集まって、おはようとか、今日は良い天気だねとか、学習ではないにしても少し一日を気持ちよく始められるような投げかけができるような動画配信というものができないかなと思ひまして、それは如何なものでしょうかということが質問の一点目です。

それから二点目が、動画を見た後でプリントで学習するということになっていきますが、そのプリントは委員会の方で用意されるのか、各学校が用意するのかということです。せっかく登校日を設けるので、そのときにきちんと提出するように子供たちに促して、やはり進んでやる子供たちもいれば、なかなか取り組まない子供たちもいると思いますので、その辺りは再開してからの確認ではなく、ぜひ途中で確認をして、またその子たちに合った支援をしていただきたいなと思います。それからもう一つ、6ページに書かれていたのですけれども、高校生も含めてなんですけれども、やはり教職員の方々というのは公共交通機関を使って通勤されるので、学校にウイルスを持ち込む危険性がないとは言えないので、その辺りの時差通勤等、あるいはちょっと体調がおかしい時には無理をしないとか、そういうところも徹底していただいて、是非子供たちを守っていくという姿勢を取っていただけたらなと思います。以上です。

佐藤インクルーシブ教育担当部長

インクルーシブ担当部長佐藤でございます。一点目の特別支援学校について、貴重な御意見ありがとうございます。短時間の入学式・始業式で出会った担任の先生たちという風なことがございますので、最初の出会いがほぼ動画になるということについては気持ち的に如何なものかという部分も教員の側にもあるのかもしれませんが、いずれにしても特別支援学校13校と相談をして参りたいと思っております。一部、動画のコンテンツを増やし、例えば下の学年のものを活用するであるとか、そういったような工夫はそれぞれ学びが違うものですから、対応をしていくように学校等とは相談することにしておりましたが、併せて考えさせていただければと思っております。以上です。

石田教育政策推進課担当課長

二点目と三点目について回答させていただきます。まず二点目でございますけれども、学校でプリント等を用意していただくかという話でございますが、そういったものを学校でご用意いただくこともできるのですが、動画の中で、例えば進行役の先生がこういったことについてノートに書いてみましょうですとか、そういった促しを行う予定でございますので、必ずしもプリント等を用意しなければならないということではないです。ただ学校の判断でこれを組み合わせたらいいのではというときに工夫していただくことはあり得るのかなと思っております。また、学びの確認ということでございますけれども、登校日ですとか、学校再開のときに課題の提出などを通じて把握していくことができるのかなと考えております。以上です。

直井学校教育

三点目でございますが、教員の体調については、もう基本だというふうに考え

企画部長	<p>ております。体調が悪ければもちろん出勤しませんし、確認をしっかり取るように教員の方には話をしていきたいと思っています。それから出勤のことにつきましては、フレックスタイム制度による時差出勤でありますとか、通常は公共交通機関の通勤であってもですね、自家用車を使用することも認めたりというような形で少し柔軟に対応させていただきたいという風に思っています。</p>
中村委員	<p>ありがとうございました。指導主事の方とか教育課程委員の方って、この短時間の間に動画を作るのってものすごく大変なことだと思うんですけども、是非子供たちの笑顔を想像しながら作っていただけたらと思いますので宜しくお願いします。</p>
鯉渕教育長	<p>ほかに。</p>
木村委員	<p>意見と質問ですけども、まずやっぱりこの状況の中で、本当にこういった対応って大事だと思うんですけども、やっぱり学習もこれから量から質へ転換して、こういった動画等々から子供たちがそこから何を課題に考えていくかという学習へ変わってくると思います。指導主事とか多くの教員がこの動画作成に関わるとは思いますけれども、それ以外の先生方も是非ここを契機に様々なICTの活用とか、遠隔授業とかこれから多分時代はそういったものが入って来るとは思いますので、自分がやってるという感覚で是非先生方も学んでいただければと思います。あともう一つ。9ページのところで、IDとパスワードでログインするってあるのですが、結局これIDとパスワードが分かれば誰でも入って来れるんですよ。なのでこの授業用の動画だったら、別に他人に見られても機密性とかということはない動画なわけですよ。</p>
石田教育政策推進課担当課長	<p>二点目でございますけれども、IDとパスワードを学校に通知をしまして、それぞれの指定されたものを使うということになります。なので、基本的には保護者ですとか児童生徒には、それはお勉強のために皆が使うものですよということとはきちんと理解してもらった上で、原則本人が使うということをお願いする予定でおります。また動画に関しては基本的には教科書に基づく内容でございますので、ご覧いただいても問題ないものではあると思うんですけど、基本的にはそういった使い方をしていただくということを想定しております。</p>
大場委員	<p>私の方から何点か最初の臨時休業の4月20日までの延期の部分について、ちょっと確認と質問や意見を申し上げたいのですが、まず神奈川県教育委員会から県立学校の取り組みを参考にして、協力依頼があったということで、これはこれでそうですかということになるんですけども、県の場合は私の知る範囲では、主に高校が中心だろうと思うんですね。特別支援学校ももちろんあるだろうけれども、小中学校を中心とした横浜基礎自治体の学校をどうしようかという取り組みとポイントは少し県とずれてるといって怒られるけれども、ポイントはやっぱり違うと思うんですね、県の意見は意見でももちろんあったけども、横浜市としてきめ細かく、周辺の状況を踏まえて整理をしたと言うことで、私は結構だろうと思うんですけども、それで少しデータ的なことを確認で伺っておきたいと思うんですけども、2ページ目の緊急受入れと校庭開放で、前回も確か出だしの頃は9,000人から8,000人ぐらいの緊急受入れがあり、校庭開放もちょっと今数字ぱっと覚えてないんですけども、これ直近までの状況で少しデータが照会できるものがあれば、当初の9,000人から8,000人から増えているのか増えてないのか、あるいは同じお子さん</p>

が毎日緊急受入れにどのくらい来ているのかなというところ。今度延長になることによってね、やっぱりここも大きなポイントだろうと思うので。ちょっとこれは今出るものがあればぜひお願いをしたいと思います。

鯉渕教育長

緊急受入れは9,000人前後でだいたい変わりません。基本は変わりません。細かいニーズがちょっと上がったたり下がったりしましたけど。

石川小中学校
企画課長

緊急受入れは合計で12万8,978名でございます。だいたい一日平均9,000人前後ということになります。日によって上がり下がりがございますけれども。それから校庭開放ですけど、6万2,782名。これも日によって上下がありますけれども、校庭開放の方につきましては卒業式がある日とない日といろいろありましたので、日によってバラつきがございます。あと同じ子が来てるかどうかにつきましては、ここでは今確かめられないんですが、ただ緊急受入れの場合は条件がありますので、同じ子が来ているケースが結構あると思います。

鯉渕教育長

校庭開放は緊急受入れのお子さんも使っております。それを含めて、卒業式がないときは1万5,000人ぐらいですよ。

大場委員

もう一つ二つなんですけど、私も、昨日あたりからいろいろ考えて延長するにしても、週1回ぐらいは学年ごとに学校へ行くという、何か行動様式を子供たちに習慣付けさせてあげたいなと。当然安全策を講じた上でのことなんだけどね。そういう意味でこの「3 登校日」に書いてある通り「週1日程度」ということで、これについては賛成なんです。特に前回も申し上げたけれども小学校1年生はやっぱり初めて小学生になるということの大きな喜びと、一方で若干の不安を当然持つてるし。私の身近なところでも毎日ランドセル背負ってですね、入学式を待ってる孫がいるんですけどね、やっぱり小学生になったんだっていう感覚を本人が体感するためにも、私は小学校1年生はせめて週2日ぐらい行かせてやりたいなという気がします。ただ、もちろん全てが安全策前提だろうと思うんで、これについては大賛成したいと思ってます。それから、これは教育委員会の事務局の方に聞くのはおこがましいことなんだけど、相変わらず横浜の保育園や保育所や幼稚園、幼稚園は横浜市立はないけども、それから学童と、それからまっこふれあいでしたっけ、ここは相変わらず普通通りであるということで、確認だけちょっとしたいと思うのですが。

石川小中学校
企画課長

その件につきましても3月の緊急受入れのときと同じように、子ども青少年局と、放課後キッズとか、学童とも連携しながら、子供たちの預かりの期間に隙間がないようにというふうには考えてございます。

大場委員

あと一つだけ。一番最後の動画配信の関係で、もちろんいろいろ取り組みをいただいで、よろしいことだろうと思うんですが、インターネット環境が家庭にないお子さんっていうのは、だいたいどのくらい比率としてね、要するに、せっかく動画配信ができて、家で一向に見れていなくて、週一回の登校日に来てみたけど、みんな見て自分だけ見てないとか、その比率がどのくらいのものなかなど。あるいは本人が操作ができなくて、保護者の方ができればね、それはそれでいいんだけど、もしかして保護者のかたも仕事の関係で家を留守にして、1人で留守番という子も当然いると思うんでね。ちょっと環境のない子供たちについては、「学校に相談をしてください」と一点の対応という道筋は残していただ

いてるんだけど。私は、どのぐらいの比率がこういうケースがあるのかなという懸念を感じましたので、質問だけさせていただきます。

石田教育政策
推進課担当課
長

まず一点目でございますけれども、インターネット環境がないご家庭、もしくは児童生徒の具体的な数ということですが、現時点で承知しておりません。ただ、例えばおうちのインターネット環境がないというふうなことでありまして、タブレット、携帯スマホですね、そういったものでご覧いただくことはできるという状況ではございます。それから、操作がちょっと難しい場合ですとか、おうちの方がいらっしゃらないときに、子供だけで見るかということですが、比較的シンプルなログイン画面でございますので、初め少し難しさもあるかもしれませんが、慣れてもらうことはできるのかなというふうには現時点では考えております。ただ、今ご指摘のような、ご懸念も当然あると思いますので、そこちょっと学校と連携を取りながら検討していきたいというふうに思います。

森委員

ご説明ありがとうございます。これは学校業務改善アドバイザーの妹尾先生がおっしゃったことで、すごく素晴らしい制度だなと思ったので、ちょっとここで紹介したいんですけども、今四つの価値が衝突をしている、というふうにお話を書いてらっしゃったんですね。その四つの価値っていうのは何なのか。一つは安全ですね。子供たち、もしくは先生方の命を守れるかっていう安全の観点ですね。もう一つが教育。これは学びを止めないっていう学びの保障の部分ですね。三つ目が福祉ですね。いろんなことが始まってから、働いている保護者はどうしたらいいんだっていうこと。給食の栄養が支えになっている子供がいるのにとにか、小さい子一人で留守にしてすごく不安だとか、いろんなことが届いたと思うんですけども、そういった福祉的な役割の部分ですね。あと四つ目が自己実現ということで、子供たちが学校に来る中で、活躍の場だったり出番、もちろん部活だったかもしれないし、授業の中でもそうだと思うんですけども、学校ではたくさん価値の提供ができてたというふうに思うんです。その中で、私はその休業を決めたっていうことは、とても安心をしましてそこは安全の観点のことですね。加えて動画配信を通して二つ目の教育っていうのを、学びを止めない努力を最大限していくっていうことをしたという、教育委員会として組み立てたことについては非常に賛同しております。動画配信については、本当に初めてのことで、前々回ですかね、教育委員会会議でいろんな検討をお願いしたりとか、いろんな話が出てからも、この短い時間で準備、検討、本当に大変だったと思います。著作権含めて、三つの課題があって、短時間でそのクリアをされたということが、本当に大変だったと思いますし、それができたということ、大きな意義を感じています。あとは、絶対現場でも混乱はあると思いますし、やればやっただ課題は出てくると思うんですけども、まずは踏み切ってやってみながら一つ一つクリアしていくっていうことを学校同士、この中でも、なるべく情報出していただいて、どうクリアできるかを一緒に考えていければというふうに思っています。その中で一つコメントでございまして、先ほどの四つの価値の中の四つ目、自己実現の部分なんですけれども、動画っていうのはどうしても一方的な発信になってしまうと思います。まずはこれだけでも大きな進歩だと思うんですけど、すぐに双方向が難しい場合、子どもたちがアウトプットを出して誰かにやっぱり見てもらう、フィードバックをもらう、自分がやったことに対してフィードバックをもらうってことは、例えば家庭内でも良いと思うのでできるような仕掛けを是非考えていただければと思います。今も学校で、音読カードとかあるじゃないですか。保護者が印鑑を押したりということがあると思うんですけども、例

えば「今日はこんなことをやってみたんだ」っていうことを見せて「こんなこと頑張ったね」って書く欄があるとか、先生との双方向がもしまだ現時点では難しい場合は、そういった仕掛けで可能な限り工夫するっていうことができたというふうに思いました。あとは学校に通えてこなかった子供たち、不登校の子供たちにとっての学びの保障という観点にも、今のことっていうのが繋がっていくことだと思いますので、今後に向けても引き続き生かせるものとして考えていただければというふうに思っています。で、質問がございまして。一つ目はですね、今お話にあったe-learning用システムを前倒して導入するというごさうございまして、今あるe-learning用システムの中で、例えば質問機能とかというのはあるんでしょうか。もしくは使えるんでしょうかっていうことが一つ目の質問です。

石田教育政策
推進課担当課
長

教職員の研修のためという意味で、例えばその動画を見た後、研修内容を見た後のドリルとか確認する機能のようなものはあるんですけども、児童生徒向けの方で活用するかということについては、今後の検討課題とさせていただきます。

森委員

これだけの児童数、学校数ですので、簡単ではないと思うんですけども、できることが何なのかっていうところでぜひQ&Aだったりとか、子供たちからの発信の部分が何かできないか是非ご検討いただければというふうに思いました。あと、先ほど中村委員がおっしゃられた、先生方の顔が見えると安心ってあるよねって話が先ほど指摘としてあったんですけど、生徒は学校の先生方が交代で動画配信するっていうのを、今日は見れないかもしれないけど、明日もしかしたら先生方が映るかもしれないっていうような動画配信も、一方方向であったとしても、学びだけじゃない部分の先生方の表情なんかの部分もあったらいいのかなというふうに先ほど中村委員の話を聞いて思いました。最後の質問とかコメントなんですけれども、入学式についてでございます。今、イベントへの行動制限っていうのが出されているというふうに思っています。保護者はお一人の出席ということで、今指針が出てくると思うんですけども、例えば、本当に新入生だけで百何十人という学校もあるというふうに聞いておりますので、新入生150人と保護者150人だとやっぱり300人規模にどうしてもなってしまう、大きな場があったとしても、そこへの不安感というのは先生方にも、保護者の方にもある方はいらぬではないかなというふうに思っています。周りにもやっぱり小学生、中学生ともに1年生に上がるお子さんもいらっしゃるって、入学式はすごく楽しみにしている保護者の方もたくさんいるのも知っています。それを知っていながら、こういうのは悩ましいところなんですけど、私は入学式は開催しない方がいいんじゃないかなというふうには個人的には思っております。というのも、この段階ですので、この通知を出す前は間に合わないかもしれないですけども、ぜひ最後の最後まで本当に大丈夫かっていうことをご検討いただけないか、もしくは何かしら3密でっていう状況に、本当にこれは当たらないのかということのご検討をいただけないかっていうのがお願いです。もしそれについてコメントですとか今の考えがあればお願いします。

石川小中学校
企画課長

ありがとうございます。入学式につきましては、児童にとっても、学校にとっても、保護者にとっても、大切な行事だということをごさうございまして。その上で、先ほど冒頭申し上げましたような3つの条件、換気のことですとか、手の届く距離に多くの人がいるですとか、近距離での会話は大きな声出さない、です

とかっていう3つの条件を徹底的に避けるように、各学校で計画してごさいます。ご指摘のような、児童数がとても多い、入学する児童数がとても多い学校につきましても、二部制にするとかの工夫を学校でして、この3蜜については徹底的に配慮したような準備を今しているところだと思います。この後もですね、もちろん状況の変化もまた刻々と変化がありますので、保健所等とも相談しながら、最大限配慮していきたいと思っています。以上でございます。

森委員

ありがとうございます。大切な行事だということは、私も大変共感しております。スタートを切るって気持ちの整理の場でもあると思います。ただこういった行事の機能、そもそもの役割ってというのは何なのかということをもとに、違った形でそれが何かしらでできないかということも含めて、是非最後まで状況の変化に応じても含めて検討をお願いします。ありがとうございます。

鯉渕教育長

入学式の予定している時間もちょっと言っただけですか。

石川小中学校
企画課長

通常の入学式ですと、在校生からのセレモニー、小学校であれば在校生が歌を贈ったりとか、地域の方、来賓の方のご挨拶もあるんですけど、その3か所を絞ったことと、プログラムを徹底的に絞り込みまして、通常1時間程度かかるところを、半分程度の時間に30分程度で収める学校が多いと思います。卒業式と違ひまして、卒業証書授与というものはございませんで、子供たち一人ひとりが何かする場面というのは少ないというふうに考えております。

鯉渕教育長

歌を歌うとかということについてはどうしているのですか。

石川小中学校
企画課長

基本的には歌は歌わないというふうに思いますが、ただそれは学校によって、例えばテープを流して聞いたりとか、いろいろな工夫をしているというふうに思います。

鯉渕教育長

ほかに。

木村委員

聞き逃したのかもしれませんが、入学式の開始時間ってというのは何時からですか。

石川小中学校
企画課長

入学式の開始時間は学校によって決めていますので、様々とは思いますが、通常小学校が午前中10時ぐらいから行うことが多いと思います。中学校が午後行うこと、これが13時なのか13時30分なのかということは、学校によっていろいろあると思います。

中村委員

先ほど森委員から、双方向性のやりとりができる動画っていうお話があったんですけども、昨日ちょっとテレビを見てましたら、それが可能な地域の学校が写ってまして、教師のパソコンに子供たちの全員の顔が映っていて、そこでやりとりしながらっていう場面が映っていたんですね。そうしましたら、それに参加している子供がインタビューに答えて、友達と一緒に勉強することはできないけれども、こうやってみんなとやりとりしながらやっているの、何か普通の授業みたいで楽しかったっていう感想述べていたんです。子供にとってもそうですし、教師の側にとっても、やっぱり授業って一方的にね、それこそやっているわけではなくて、子供が表情だったり、うなずいたり、仕草だったり、あるいは何

か発言したりとか、そういう応答があって授業っていうのは成り立っているものなので、このような500校もある中で、それを一度にやっってくださいっていうのは無理なのはもう重々承知なんですけれども、この緊急事態だけではなくて、いろいろなことに活用できると思うんですね。病気で休んでいる子供たちにとっても、そういうものっていうのは活用できますので、市の予算はもう決まっていますけれども、予算の中で何を優先してっていうときに、やはり教育に予算をかけていただいて、子供たちのために市の財政を活用していただけるとありがたいので、是非そういう方面でも進めていただけたらありがたいと思います。以上です。

森委員

すいません。先ほど一点忘れてしまいまして、補足でもう1つお話ししたいんですけども、地域子育て支援拠点は横浜にもたくさんあると思うんですけども、そういったところも今閉鎖しているのですが、相談業務だけはやっているんですね。一対一で困ったことがある人の相談などに乗っていたりするというふうに聞いています。ただ待ってるだけだとなかなか来ないというふうに聞いてるんですね。先ほどのインターネット環境がない家庭というのは、多分地域と学校によって全然違うと思うんですけども、そもそもインターネット環境があるか、ないかっていうところに加えて、自宅で学べないっていうことに課題感を感じない家庭もあるかもしれないので、学校側からやはり気になる家庭には、こちらからまずは連絡をして、原則、今学校は来ない対応になっていると思うんですけど、一対一での対応については残すのはどうかなというふうに思います。なので、例えば一つの教室に一人の子どもにはなってしまうと思うんですけども、動画配信してる内容を見ることができ、ただ集まってはもう本末転倒になってしまうので、他の福祉施設の授業相談と同じような考え方で整理をしてみてもどうかというふうに思いました。意見でございます。

鯉渕教育長

意見でよろしいですか。何か関連することでありませうかね。何と申すか、相談業務っていうか、学校に相談したいとかいうときに、それは動くんじゃないかと思えますけれども。

石田教育政策
推進課担当課
長

今、インターネット環境がない家庭に学校で動画をという話がございましたけれども、今言っていた通り学校で視聴できるような形も取れますので、ご対応することは可能だということでございます。

石川小中学校
企画課長

休業中でありまして、やっぱり学校が気になる児童生徒であったりとか、配慮が必要だったりということについては、積極的に教育相談していくということは休校中の今後も変わらないということでございます。

四王天委員

すいません。今までの経緯がよく分かっていない中での発言になりますので、もしかしたら的外れなことを申し上げるかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。企業視点でこのコロナの問題を見るとですね、やはり従業員の健康維持ということと、業務を滞りなく安定して行われること、それから三つ目はですね、再開したときのリズムやペースが、また今まで通りに戻れるかどうかと。ビジネスコンティニューイティプラン（事業継続計画）っていうふうな言い方をされますけど、そのような形の視点でとらえてみるとですね、やはり生徒、教員、保護者の健康維持は大丈夫なのかという点、それから学習の遅滞がなく済むものかどうか、それから三つ目はですね、彼らがこれだけ変わった生活リズムやペー

スの変化をして、また戻したときに、すぐすんなりと受け入れられるものかどうかと、そのようなことが非常に懸念されます。そのあたりを皆さんの知恵を持って丁寧なケアをしていただければいいのかなと。それから、先ほどから森委員がおっしゃってます入学式に関して、このようなものはやっぱり一生に一度という非常に希少性の高い場面でございますので、もしそれが実行できないにことに至ってもですね、保護者とか生徒に配慮する文言をちゃんと考えていただいて「どうしてもこういう状況なので、君の一生のステージなんだけど、開催できなくて申し訳ない」というような一言を添えての通達にさせていただければいいかなというふうに思います。それから、あとですねもう一つ言わせていただけると。今回、意外と時間をどのように使って良いか分からないというか、時間を持て余すって言った失礼かもしれませんが、時間があることを利用して、今まで手をつけたかったけど手をつけられなかった業務というものを洗い出して、ここでしっかり取り組むことが、教員の皆さんが、今までもう気になって、気になってしょうがなかったんだけど、時間がなくて後回しになってたっていう業務を、ちょっと引っ張り出して、この機会を使ってその部分を深掘りして、進めるというようなことも、ちょっと頭の中に入れてたらいいのではないかなと。すいません。質問でもなく、ただ感想でございます。

鯉渕教育長

答えられる範囲で。

石田教育政策
推進課担当課
長

今、最後にお話いただきました、先生たちの時間の使い方ということについてなんですけれども、当然こういった時期でございますので、子供たちのことですか先生たちご自身の健康管理のことですか、学習の面ですか、そういった子供たちに対するところが一番に力を注いでいただくというのはもちろん、言うまでもなくということだとは思いますが、その上で、先生方が通常お忙しい中でできなかったこととか、学び方について改めて考えてみるですとか、働き方というところとちょっとざっくりとして偏ってしまうかもしれませんが、そういった在り方があるのかということを考えていただく、教育委員会も一緒に考えていく、そういった機会にもなれば、良いのではないかというふうに考えております。

鯉渕教育長

学習の遅れと生活リズムを戻せるかということでおっしゃるとおり休業時間が長くなればなるほど学習のこともそうですし、子供たちの生活リズムのこともそうですし課題があると考えております。ですので、今我々は休業中にどうするかという対策を今日は述べさせていただきましたが、今後は再開後どうするかということについて、様々検討していかなければならないというふうに思います。特に生活リズムにつきましては前の3月30日の再開のときも短時間でということで、段階的に再開していくという方法を一度考えたんですが、そういうことも含めて子供たちの学習生活のリズム、あと教職員の生活のリズムも同じだと思うんですけども、この休業期間中に検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

四王天委員

ありがとうございます。特に時間があるという点では、普段なかなか手がつけられなかった、不登校の生徒へのケアというか、もしかしたら行きたくても行けなかったとかですね、顔を見ることが今までできてなかったけど、今回ちょっと時間があるので、家の前で粘ってみるとかですね、不登校の生徒はこれからまた多くなってくるかもしれません。その辺のところを、自分の足で行動できるんじ

やないかなっていう気もしてますので、そういう取組も少し頭の中に入れていただければいいかなと思います。これ特別支援学校でも中学部で非常に多く発生しておりますので、不登校はほとんど中学校だろうと思うんですが、その辺のところなかなか顔見に行けなかったっていうようなのが、今までの現状だったので、そこに取組をかけてもいただけたらなと思います。

木村委員

今いろんな委員のお話聞いて思ったんですけど、やっぱり双方向のことっていうのはGIGAスクールにこれから進むときに必要だと思うんですけど、さっきも少しIDとパスワードって話しましたが、実は、僕先日自分の横浜国立大学のゼミで、無料アプリでやったんですよ。面白いな、よかったなと思った反面、IDとパスワードを入れれば誰でも入って来れるんですよ。他のゼミの子が入ってきたりとか、あるいは今いるところを知られたくなくて顔を出さなかったりとか。いわゆる安全っていうことで、健康の安全もものすごくありますけれども、情報の安全な場、そういった安全面のところを、これからやっぱりGIGAスクール構想が進んでいきますのでぜひこの機会に、今先ほど言われたように、先生方がどう使うとかですね、そのことを考えるべきだと思います。それともう一つ、やはりこうだっていう提言指示だけだと、なかなか共感を得られないと思いますよ。支配的なものじゃなくて、なぜこうなのかというような共感を得るような文書を、是非横浜市教育委員会ならではのものを、多分それを出しても100%とはいかないかもしれませんが、多くの共感っていうのがこういった事態で進むときには大事だと思うのでぜひ。僕なんか文章能力ないからここでは言えませんけれども、ぜひ考えていただければと思います。

鯉渕教育長

ご意見ということでよろしいですか。
他にございますか。以上で公開案件の報告が終了しました。
事務局から、報告をお願いします。

齊藤総務課長

3月26日に個人の方1名から、4月2日に個人の方1名から、「教科書採択に関する要望書」が、4月2日に個人の方1名から、「新型コロナウイルスによる対策として休校延長とオンライン授業などの取り組みと教育委員会会議のネット中継を求める要望書」が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容のご確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、4月17日、金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、5月1日、金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は4月17日、金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は5月1日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますのでご確認ください。以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。傍聴・報道機関の方はご退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますのでこのままお待ちください。

[閉会時刻：午前11時7分]